

第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品
- (b) 第 70.11 項のガラス製の物品
- (c) 第 94 類の電気加熱式家具

2 第 85.01 項から第 85.04 項までには、第 85.11 項、第 85.12 項又は第 85.40 項から第 85.42 項までの物品を含まない。

ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第 85.04 項に属する。

3 第 85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

- (a) 真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）
- (b) その他の機器で重量が 20 キログラム以下のもの

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84.14 項参照）遠心式衣類脱水機（第 84.21 項参照）皿洗機（第 84.22 項参照）家庭用洗濯機（第 84.50 項参照）ロール機その他のアイロンがけ用機械（第 84.20 項及び第 84.51 項参照）ミシン（第 84.52 項参照）電気ばさみ（第 84.67 項参照）並びに電熱機器（第 85.16 項参照）を除く。

4 第 85.34 項において「印刷回路」とは、印刷技術（例えば、浮出し、めつき及びエッチング）又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、半導体素子）を除く。）を絶縁基板上に形成して得た回路（当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従って相互に接続してあるかないかを問わない。）をいう。

印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路並びに個々の抵抗器、コンデンサー及びインダクターを含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第 85.42 項に属する。

5 第 85.41 項及び第 85.42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(A) 「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

(B) 「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。

(a) モノリシック集積回路（半導体材料（例えば、ドーブ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）

(b) ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）と能

動素子（半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

（c）超小形組立（個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの）

この注5の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

6 第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。

この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。

7 第85.48項において「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、分解、消耗その他の理由により本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

#### 号注

1 第8519.92号及び第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。

2 第8542.10号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路（マイクロプロセッサ）を1個埋め込んだもの（磁気ストライプを有するか有しないかを問わない。）をいう。